

案件概要書

2017 年 8 月 29 日

1. 基本情報

- (1) 国名：ミャンマー連邦共和国
- (2) プロジェクトサイト／対象地域名：ネピドー
- (3) 案件名：連邦公務院研修施設整備計画（The Project for Improvement of Union Civil Service Board Training Center）
- (4) 事業の要約：本事業は、ミャンマー連邦共和国（以下、「ミャンマー」という。）の首都ネピドーにおいて、連邦公務院の研修施設を整備することにより、各省庁の幹部人材に対する多様な研修・教育機会の提供及びその環境整備を図り、もってミャンマーの公務員研修の質の向上と公務員の能力強化に寄与することを目的とする。

2. 事業の背景と必要性

- (1) 本事業を実施する外交的意義

ミャンマーは中国、インドの間に位置する地政学的に重要な国であり、我が国は近年同国との間で国際場裏及びアジア地域内における協力関係を強化してきている。

2016 年 11 月に実施された、安倍総理とアウン・サン・スー・チー国家最高顧問との会談において、我が国から、ミャンマーの民主化の定着、国民和解、経済発展を官民を挙げて全面的に支援するとの我が国の方針に基づき、「日ミャンマー協力プログラム」を踏まえて、日本は官民あわせて今年度から 5 年間で 8,000 億円規模の貢献を行う旨表明した。本事業は「日ミャンマー協力プログラム」における 9 つの重要セクターへの協力すべてに関わる連邦公務員の能力強化を行うものであり、実施における外交的意義は大きい。

- (2) 当該国におけるガバナンスセクターの現状・課題及び本事業の位置付け

ミャンマーでは、2011 年 3 月の民政移管後、「民主化」、「経済改革」、「国民和平」を三つの柱とした改革が精力的に進めており、とりわけ、2016 年 3 月末に発足した新政権は、政策の立案・実施において中核となる行政官の能力向上と制度構築を重点課題の一つに位置付けている。このような状況の下、連邦公務院は、能力主義、公平性、効率性、透明性、説明責任といった公務員制度の原則を強化するため、「公務員改革戦略行動計画」を策定し、重点分野の一つとして公務員のリーダーシップ強化と能力開発を挙げている。

公務員研修については、連邦公務院が各省共通の研修を実施しており、ヤンゴン地域とマンダレー地域にある中央公務員研修所で、基礎コースからマネジメントコースまで様々な研修を提供している。しかし、これらの研修は、日常行政実務より一般論に重きが置かれ実践的ではない、グループディスカッションなど参加型スタイルを取り入れる余地があるなど、研修内容・手法や研修環境に係る課題がある。また、新政権における公務員能力強化の方針の下、ネピドーでの研修の実施、とりわけ、現在研修の対象とされていない次官や局長レベルを対象とした短期研修コース等の開設が検討されている。これらの課題や状況を踏まえ、日本の公務員研修制

度・プログラムの知見を活用した、実践的かつ参加型研修カリキュラムの開発や研修運営能力の強化等を通じた公務員研修の質の向上のための技術協力を行うことを検討している。

連邦公務院研修施設整備計画（以下、「本事業」という。）は、ネピドーの研修施設の整備を行うことにより、こうした質の高い研修を提供する拠点として機能するとともに、これまで官庁のあるネピドーを長期間離れることが難しかった上級管理職に対して多様な研修・教育コースを提供することを可能にし、ひいては、「公務員改革戦略行動計画」等において重要分野の一つとされているミャンマーの政策立案・実施を担う上級管理職のリーダーシップ強化や能力開発に寄与する事業として位置付けられている。

（３）ガバナンスセクターに対する我が国の協力方針等と本事業の位置付け

本事業は、対ミャンマー経済協力方針（2012年4月）のうち「経済・社会を支える人材の能力向上や制度の整備のための支援」に合致する。また、2016年11月に発表された「日ミャンマー協力プログラム」において、「国民が広く享受する教育の充実と産業政策に呼応した雇用創出」が重要分野の一つに位置付けられており、その中で、ミャンマーの開発政策を担う行政官育成への協力が明示されており、本事業はこれら方針等に合致する。

（４）他の援助機関の対応

現在、国連開発計画、世界銀行、EU、笹川平和基金等の13機関・国がミャンマーの公務員制度及び研修制度に対する支援を行っている。そのうち、研修分野においては、既存の研修コースへの講師派遣を行っている援助機関はあるものの、施設整備に対する支援や研修施設での研修・教育マネジメントに係る能力強化を支援している機関はない。

（５）本事業を実施する開発政策上の意義

地政学的重要性及び経済発展への大きな潜在力を有するミャンマーの安定は、地域全体の安定と繁栄に直結するとの認識に立ち、我が国は新政権の取組に対して官民を挙げて全面的に支援する方針である。公務員の能力強化は、ミャンマーのガバナンス改革及び二国間関係の強化にも資するものであり、平和と公正な制度構築を目指すSDGsゴール16に貢献すると考えられることから、無償資金協力として本事業の実施を支援する必要性は高い。

3. 事業概要

（１）事業概要

① 事業の目的

本事業は、ミャンマーの首都ネピドーにおいて、連邦公務院の研修施設を整備することにより、各省庁の幹部人材に対する多様な研修・教育機会の提供及びその環境整備を行い、公務員研修の質の向上と公務員の能力強化を図り、もって経済・社会を支える人材の能力向上や制度整備のための支援に寄与することを目的とする。

② 事業内容

ア）施設、機材等の内容

【施設】研修棟、研修参加者・研修講師の宿泊施設、職員用宿舎（要請内容：4階建て、延床面積 約 14,290 m²。施設規模については、協力準備調査で詳

細を確認。)

【機材】教室家具、宿泊施設用家具、研修用機材（IT 教材、コンピューター等）
イ）コンサルティング・サービス/ソフトコンポーネントの内容：協力準備調査で確認。

ウ）調達・施工方法：協力準備調査で確認。

③ 他の JICA 事業との関係：特になし

(2) 事業実施体制

① 事業実施機関／実施体制：連邦公務院（Union Civil Service Board）

② 他機関との連携・役割分担：協力準備調査にて確認。

③ 運営／維持管理体制：連邦公務院の公務員採用研修局が施設の運営・維持管理を実施する予定。協力準備調査にて詳細確認する。

(3) 環境社会配慮

① カテゴリー分類 ☐A ☐B ☒C ☐FI

② カテゴリー分類の根拠：

本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2010 年 4 月公布）上、環境への望ましくない影響は最小限であると判断されるため。

(4) 横断的事項：協力準備調査にて確認。

(5) ジェンダー分類：ジェンダー主流化ニーズ調査・分析案件

(6) その他特記事項

先方政府の研修事業計画を確認した上で、適切な施設規模・仕様について協力準備調査で検討する。また、施工計画の作成に当たっては、雨季（5 月～11 月）の影響に留意し、適切な計画を作成する。

4. 過去の類似案件の教訓と本事業への適用

ラオス人民共和国向け「国際協力・研修センター建設計画」（2002 年）の事後評価等では、センターの利用頻度を維持し、施設の効果を発揮し続けるためには、国際会議やドナー会合、また国内関係機関への研修等の実施に際して、ラオス側が自助努力により本件施設を活用する必要があると指摘されている。本事業では、これらの教訓を活かし、建設した施設が、先方政府の自助努力に基づき、将来的に適切かつ有効に活用されるよう、維持管理・運営体制について先方実施機関が適切な人員配置・予算措置等を行い、具体的な研修事業計画に基づいて研修施設が活用されるよう確認する。

以 上

「連邦公務院研修施設整備計画」

〔別添資料〕 地図

